

岡山県障害福祉従事者の専門性向上のための
研修受講促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業費補助金の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 障害福祉サービスに従事する現任職員（以下「現任障害福祉従事者」という。）が専門性向上のための研修を受講するための経費を助成することにより、障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、岡山県内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設又は児童発達支援センターに限る。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は第5条第8項に規定する施設において短期入所を行う事業所（以下「障害者支援施設等」という。）を経営する者に対し、その雇用する現任障害福祉従事者を、県が認定した登録研修機関において実施する喀痰吸引等研修のうち第一号研修又は第二号研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）に派遣する場合の参加費用について、その費用を補助するものとする。

2 前項に定める補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(1) 参加費用は、喀痰吸引等研修の受講料とする。

(交付の算定方法)

第4条 補助金の額は、別表第1欄の補助対象経費の額から当該補助事業に係る寄付金その他収入額を控除した額と同表の第2欄に定める補助基本額とを比較して少ない方の額に同表第3欄の補助率を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第5条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、これを行うことができない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金の交付を受け事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は補助事業に係る関係書類の保存について、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者又は権利義務を承継する者がいない場合は知事に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- (2) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国若しくは県の負担又は補助を受けてはならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、又は支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、又は本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (4) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 補助事業者が規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して30日を経過する日までとする。

（変更承認申請等）

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、事業の内容の変更等を行うようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）により、知事の承

認を受けなければならない。ただし、規則第10条の規定による軽易な変更については次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 20%を超えない対象経費又は補助金の減額を行う場合
- (2) 目的及び内容に影響を及ぼさない場合

(補助事業の検査等)

第9条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができるものとする。

- 2 知事は、前項の調査により、規則及びこの要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内(第8条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内)又は当該年度末のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者に通ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、規則第15条の規定による補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができるものとする。

(雑則)

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 12 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。
- 5 この要綱は、令和 4 年 5 月 26 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。
- 6 この要綱は、令和 8 年 7 月 6 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表

1 補助対象経費	2 補助基本額	3 補助率
第 3 条第 3 項第 1 号に定める経費 受講料（基本研修及び実地研修） ※ テキスト・資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費は含まない。 ※原則として、基本研修及び実地研修を修了することとする。 ただし、年度内に基本研修を修了し、実地研修が修了しない場合は、基本研修の受講料のみを補助対象とする。	425,000 円 ただし、1 人当たり 85,000 円を上限とする。	10/10